

「福岡県家賃軽減支援金」の申請期限を延長しました。

ひとりひとりの行動が
福岡を救う。日本を救う。



新型コロナウイルス感染症の影響で

賃料の支払いが負担となっている福岡県内の事業者の皆さまへ

国・家賃支援給付金

最大で法人600万円、個人事業者300万円

に上乗せして

福岡県家賃軽減支援金

最大で法人60万円、個人事業者30万円

を給付します

国・家賃支援給付金

◆給付対象(次の①②③のすべてを満たす事業者)

- ①中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者
※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など会社以外の法人も対象。
- ②5月～12月の売上高
 - ・1か月で前年同月比50%以上減少または、
 - ・連続する3か月の合計で前年同期比30%以上減少
- ③自らの事業のために占有する建物・土地の賃料を支払い

◆申請期限:令和3年1月15日(金)24時

※必要書類の準備に時間を要するなど、申請期限に間に合わない特段の事情がある方については、令和3年1月31日(日)24時まで追加の提出を受け付けます。また、令和3年1月以降の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言の発出により、1月31日の期限にも間に合わない特段の事情が生じた方については、さらに令和3年2月15日(月)24時まで追加の提出を受け付けます。(別途、「申請期限超過理由書」の提出が必要です。)

※給付額、申請方法、必要書類等の詳細は、ホームページをご確認ください。

家賃支援給付金



お問合せ先

家賃支援給付金コールセンター

0120-653-930(平日・日曜8:30~19:00)



福岡県家賃軽減支援金

国・家賃支援給付金の給付決定を受けた福岡県内の事業者の皆さまに
福岡県内に所在する建物・土地の賃料について上乗せして給付

- ◆特例加算・・・北九州市内の休業協力要請(6月1日～18日)に応じた事業者については、支払賃料(月額)×10分の1(最大で法人22万5,000円、個人事業者11万2,500円)を加算して給付

◆申請期限:令和3年2月28日(日)→令和3年3月16日(火)

※郵送による申請の場合は、3月16日(火)までに申請書類が事務局に到着する必要があります。
※3月18日(木)までに、申請内容の不備が解消されない場合、不支給の取扱いとさせていただきますのでご了承ください。

※給付額、申請方法、必要書類等の詳細は、ホームページをご確認ください。

福岡県家賃軽減支援金



お問合せ先

福岡県家賃軽減支援金に関する相談コールセンター

0570-010-833(平日9:00~17:00)



◆給付額の例(すべての建物・土地が福岡県内に所在し、かつ特例加算の対象になる場合) ※1円未満の端数処理の関係上、実際の給付額と異なる場合があります。

	支払賃料 (月額,円)	給付額(円)				支払賃料 (月額,円)	給付額(円)		
		国	県	県 (特例加算)			国	県	県 (特例加算)
法人	2,250,000	6,000,000	600,000	225,000	個人 事業者	1,125,000	3,000,000	300,000	112,500
	1,000,000	3,500,000	350,000	100,000		1,000,000	2,750,000	275,000	100,000
	750,000	3,000,000	300,000	75,000		500,000	1,750,000	175,000	50,000
	500,000	2,000,000	200,000	50,000		375,000	1,500,000	150,000	37,500
	100,000	400,000	40,000	10,000		100,000	400,000	40,000	10,000